

答申第 69 号

「精神科救急シンポジウムに関する資料の部分開示決定及び
非開示決定に係る異議申立てに対する決定」についての答申

栃木県情報公開審査会

第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が、「平成 26 年 2 月 8 日（土）の栃木県精神科救急シンポジウムに関する情報一切」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った部分開示決定及び非開示決定について、別表 2 で開示すべきとした部分については開示すべきである。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立人は、実施機関に対し、平成 26 年 11 月 8 日付け（受付：平成 26 年 11 月 10 日）で本件開示請求を行った。

実施機関は、本件開示請求に対して、開示決定等期間を延長した上で、対象公文書を特定し、平成 27 年 1 月 8 日付けで、栃木県情報公開条例（平成 11 年栃木県条例第 32 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づく部分開示決定及び第 2 項の規定に基づく非開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

本件異議申立ての趣旨は、本件処分について、その処分を取り消し、対象公文書を開示するとの決定を求めるというものである。

なお、実施機関は、本件異議申立て後、新たに特定した公文書について開示決定を、既に特定し非開示とした公文書のうちの一部について、改めて部分開示決定をしている。この結果、実施機関が最終的に非開示とした情報及びこれに係る公文書は別表 1 のとおりとなっている。

2 異議申立ての理由等

異議申立人の異議申立書及び意見書における主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 栃木県精神科救急シンポジウム（以下「本シンポジウム」という。）は、その実施要領に記載しているとおり、一般県民を対象に含めているが、実施機関が関係者にしか通知しなかったために、結果として関係機関職員しか参加しなかったものであり、よって、当該事業は、広く一般に公になっていると考えるべきである。
- (2) 異議申立てをしたことによって、実施機関は新たな文書を特定したり、本件処分で非開示としていた情報を開示するなど、公文書の特定及び開示・非開示の判断が杜撰過ぎる。
- (3) 実施機関が非開示情報に該当する根拠としている条例第 7 条第 2 号及び第 5 号には、いずれも該当しない。または、例え該当したとしても、第 2 号ただし書イロハの全てに該当する。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関の開示決定等理由説明書及び実施機関の職員に対する意見聴取における主張は、おおむね次のとおりである。

1 本シンポジウムの非公開性について

実施機関において、平成 25 年度に救急情報課が新設されたことから、精神科救急と身体科救急の連携を図ることを目的として本シンポジウムを開催したものであり、シンポジウムと銘打っているが、実質は関係者を対象とした研修及び意見交換であった。

実施要領では、対象者は関係機関職員、その他テーマに関心のある方としている。しかし、実際には開催通知を関係機関にのみ発送しており、また、チラシの作成・配布、HP等での周知など、一般県民への広報は一切行っていないため、当日は関係者以外の参加はなかった。

「テーマに関心のある方」と記載したのは、できるだけ多くの関係者に参加してもらいたいという趣旨であり、開催通知を送付した関係機関から紹介された団体等を想定しており、一般県民とは異なるものである。

よって、本シンポジウムは公開ではなかったと考えており、これを前提として、開示・非開示を判断した。

2 本件処分の理由

(1) 録音データを非開示としたことについて

本件録音データは、その全てが非開示情報に該当するものではないが、条例第7条第2号及び第5号に該当するため非開示と判断される情報が含まれており、当該非開示部分を容易に分割することができないため非開示とした。

また、パソコンソフトを使用することで、データの分割や音声に擬音などのモザイク的な加工を行うことも可能であるが、いずれも容易に行えるものとは言いがたく、モザイク的な加工は復元される可能性も思料した。

(2) 条例第7条第2号に該当する情報

別表1①に掲げる情報について

本件写真データは、講師等及び参加者の顔写真で、個人に関する情報であるとともに、写真データは複写や加工、移動が容易に行えることから、許可なく加工されたり、HP等に掲載されるなど、個人のプライバシーを害するおそれがあるため、条例第7条2号に該当し、同号ただし書イロハのいずれにも該当しないものである。

別表1②、④～⑥、⑧～⑬、⑮、⑰～㉑に掲げる情報について

これらの情報は、全て特定の個人が識別されるか、他の情報と併せることで

特定の個人が識別できる情報であり、条例第7条第2号に該当し、同号ただし書イロハのいずれにも該当しない。

病名は、人格権に係わる情報でもある。

講師等について、済生会宇都宮病院の医師は公務員に該当しない。その他の3名は、地方公務員法第38条による営利企業等従事許可を得て出席していると思料されることから、職務ではなく、個人としての出席であると判断され、同号ただし書ハに該当しないものとして非開示とした。

警察署職員については、公務員の職務遂行に関する情報であるが、警部補以下の職員の職氏名は、慣行により公開する情報ではないため、非開示とした。

(3) 条例第7条第3号に該当する情報

別表1④～⑥に掲げる情報について

法人等の代表者及び個人事業主の印影並びに振込口座情報は、法人等の経理又は内部管理に属する情報であり、公開することで、法人等の権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第3号に該当し、同号ただし書には該当しない。

なお、代表者等印の印影及び振込口座情報は、物品等の納入に対して、県が対価を支払う際に使用することが提供を受ける目的であり、当該情報を公開することは、本来の目的以外の使用に当たり、県に対する信用を失墜させるとともに、今後の事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、同条第5号にも該当する。

(4) 条例第7条第5号に該当する情報

別表1⑦に掲げる情報について

本アンケートは、事業の有効性、評価等を把握し、今後の事業の参考とするために行っているものであり、アンケート本文にも、上記目的を記載し、協力依頼を行っている。回答者には、目的以外の使用はなく、公開されないことを前提に、個人の意見、考えを記載いただいているもので、公開した場合、今後のアンケート調査における参加者の率直な意見の記載が妨げられるとともに、事業に対する適正な評価が行えなくなるおそれがあるため、条例第7条第5号に該当する。

別表1③に掲げる情報について

当該情報は、シンポジウムの参加者が全て関係者であることを前提として、国及び県の事業運営に関して、講師独自の考え方を表したものであり、公開した場合、今後の事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれのある情報であり、条例第7条第5号に該当する。

別表1⑥に掲げる情報について

指定発言者の選任に関する情報は、他の参加者には知られていない情報である。指定発言者を設定することは、議論を活発化させるためであるが、これを公開することにより、指定発言者の受け手がなくなる可能性があり、今後のシンポジウム、講演会等の運営に支障が生じるおそれがあるため、条例第7条第5号に該当する。

別表1⑳、㉑、㉒、㉓、㉔に掲げる情報について

住所、電話番号、振込口座などの情報は、県が謝金の支払いや旅費の計算等で使用することを目的に提供を受けたもので、当該情報を公開することは、目的外使用に当たり、県に対する信用を失墜させるとともに、今後の事業への協力、個人情報の提供などに支障を及ぼすおそれがある。よって、条例第7条第5号に該当する。

別表1⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、㉕～㉖、㉗～㉘に掲げる情報について

報償費の支出予定額は、契約を締結する際に、その契約金額を決定する基準として、あらかじめ設定する見積額である。当該情報を公開することで、金額の吊り上げなどにより、交渉が難航するなど、今後の契約事務に支障が生じるおそれがあるため、条例第7条第5号に該当する。

また、報償費は、講師ごとに額が異なっており、当該情報を公開することで、今後の依頼交渉に支障が生じるほか、本情報を基に、講師のランク付け等につながるおそれがある。よって、同号に該当する。

第4 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。

当審査会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 具体的な判断

(1) 本件公文書について

実施機関は、本件異議申立てがなされた後、新たに開示決定及び部分開示決定を行っているが、これにより新たに開示された部分については、判断の対象から除外するものとする。

(2) 各争点における審査会の判断

ア 本シンポジウムが公開であったか否かについて

実施機関は、シンポジウムと銘打っているが、開催についてHP等への掲載、チラシの作成・配布、記者発表等しておらず、実質は関係者を対象とした研修及び意見交換であり、また、実施要領で対象者としている「テーマに関心のある方」とは、開催通知を送付した関係機関から紹介された団体等を想定しており一般県民とは異なる、と主張している。

しかし、「テーマに関心のある方」に一般県民は含まれないとする説明には無理があり、「仮に一般県民からの参加申込みがあった場合には受け付けたであろう」という意見聴取時の回答、「シンポジウム」というネーミング、及び実施機関主催の他の研修会の報告書はHPに掲載していないが、本シンポジウムの報告書はHPに掲載しているという事実からも、実施機関において公開との認識があったことは明らかで、本シンポジウムは公開であったと判断することが妥当である。

イ 録音データについて

情報公開事務取扱要綱第18条は、「(第2項)部分開示の場合における電磁的記録の閲覧等又は複製物の供与は、非開示情報が記録されている部分とその他の部分を容易に区分することができる場合に限り行うものとする。」、「(第3項)前項の規定による電磁的記録の閲覧等及び複製物の供与を行わない場合において、用紙に出力したものを閲覧に供し、又は交付することができるときは、当該方法による開示を実施するものとする。」と規定している。

また、条例の解釈及び運用の基準〔第16条関係運用5〕では、「同一のファイル又はテープの中に非開示情報が含まれている場合であって、これを区分して閲覧、視聴、聴取又は複製物の作成をすることが多くの時間又は多額の経費を要するときは、当該電磁的記録の部分開示は行わない。なお、用紙に出力したものにより開示の実施を行うことができる場合には、文書の場合と同様の方法により部分開示を行うものとする。」との解釈が示されている。

実施機関は、パソコンソフトを使用することで、データの分割や音声に擬音などのモザイク的な加工を行うことも可能であるが、いずれも容易に行えるものとは言いがたく、モザイク的な加工は復元される可能性も思料したと主張している。

当審査会で確認したところ、音声データの加工を、例えば、インターネットのフリーソフトで行うことも可能であるが、本件のような非開示部分を分割し、削除する作業を、異議申立人が主張するように容易に行い得るとは認めがたく、また、音声データを文書に出力し、これにより開示の実施を行うことは、条例の運用として認められた方法であり、これをもって異議申立人は請求の目的を達し得ると考えられるため、実施機関が、音声データを非開示とし、速記・テープ起こし資料を対象公文書と特定したことは妥当であると判断する。

ウ 条例第7条第2号、第3号及び第5号について

条例第7条第2号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるものについて、同号ただし書に規定する「イ 法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」、又は「ハ 当該個人が公務員等である場合におけるその職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分に該当する情報」を除き、これを非開示とする旨規定している。

同条第3号は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、ただし書に規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開が必要と認められる情報」を除き、非開示とすることを規定している。この場合、公開することにより法人等の権利利益を害するおそれがあるかどうかは、客観的に判断するものであるが、当該情報の内容のみでなく、法人等の性格、目的、事業活動における当該情報の位置付け等を考慮し判断する必要がある、この害するおそれがあるかどうかの判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるものである。

同条第5号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては非開示とすることを規定している。

エ 条例第7条第2号該当性について

【シンポジウムの記録に係る情報】

a 別表1①に掲げる情報について

講師及びパネリスト（以下「講師等」という。）の顔写真は、個人に関する情報であり、条例第7条第2号に該当するが、HPや広報紙に掲載された顔写真と同一のものについては、慣行として公開されている情報と認められ、同号ただし書イに該当し、開示すべきである。しかし、同一の講師のものであっても、HPや広報紙に掲載されたものと同一のもの以外については、公開されている情報とは認められないため、同号ただし書イに該当せず、ただし書ロハにも該当しないことは明らかであることから、非開示としたことは妥当である。

実施機関職員の顔写真については、当日参加したか、事前準備のみに関わったかに拘わらず、公務員の職務の遂行に関する情報であると認められ、同号ただし書ハに該当することから、開示すべきである。

講師等及び公務員以外の参加者については、本シンポジウムが公開であったとしても、個人の顔写真が一般に交付されたり、インターネットで公開されたりすることまで容認しているとは考えられず、慣行として公開されている、又は公開を予定している情報とは認められないため、同号ただし書イに該当せず、ただし書ロハにも該当しないことは明らかであることから、非開示としたことは妥当である。ただし、後姿など個人を識別することができないと明確に判断できるものについては、同号に該当せず、開示すべきである。

b 別表1②に掲げる情報について

講師等の発言において事例として取り上げられた搬送者の年齢及び住居地域は、個人に関する情報であり、他の情報と併せることにより、特定の個人を識別することができる可能性を有するものと認められ、条例第7条第2号に該当し、同号ただし書イロハのいずれにも該当しないことから、非開示としたことは妥当である。

しかし、搬送者の病名については、年齢及び住居地域を非開示とすれば、特定の個人を識別することはできないので、同号に該当せず、開示すべきである。

c 別表1④、⑤に掲げる情報について

一般発言者の所属、職名、氏名及び住居地域は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別される情報と認められ、条例第7条第2号に該当する。シンポジウムが公開であって、発言に際し、所属及び氏名を名乗ることとされ、又は住居地域を明らかにすることがあったとしても、それは会場内で他の参加者に知られることを容認したのであって、議事録等により一般に公開されること

まで容認したものとは認められず、慣行として公開されている、又は公開を予定している情報とは認められないため、同号ただし書イに該当せず、ただし書ロハにも該当しないことは明らかであることから、非開示としたことは妥当である。

【「企画段階での」講師等、指定発言者（選定外及び欠席者）の所属、役職、氏名、その他関連情報】

d 別表1 ⑥、⑧～⑩、⑤⑩に掲げる情報について

講演を行った講師等及び出席した指定発言者の所属、役職及び氏名は、HPや広報紙に掲載されていることから、慣行として公開されている情報であると認められ、条例第7条第2号ただし書イに該当するため、開示すべきであるが、選定されなかった講師等及び欠席した指定発言者の所属、氏名及び役職は慣行として公開されている情報であるとは認められないため、同号ただし書イに該当せず、ただし書ロハにも該当しないことは明らかであることから、非開示としたことは妥当である。

ただし、所属のみで氏名の記載がないもの及び想定される講演の内容については、特定の個人を識別することはできず、個人に関する情報とは認められないため、同号に該当せず、開示すべきである。

【参加者等の職名、氏名及び印影】

e 別表1 ④⑦～④⑨、⑤⑪に掲げる情報について

参加申込み担当者氏名、申込者氏名及び職名は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別しうる情報であると認められるため、条例第7条第2号に該当し、同号ただし書イロハのいずれにも該当しないことは明らかであることから、非開示としたことは妥当である。

ただし、独立行政法人職員の職名及び氏名は、個人に関する情報に当たるが、職名は公務員等の職務の遂行に関する情報、氏名は慣行として公開されている情報であるため、同号ただし書イ又はハに該当し、開示すべきである。

また、警察署職員の職名及び氏名は、個人に関する情報であり、このうち警部補以下の職員に関するものは慣行として公開されている情報とは認められないため、同号ただし書イに該当せず、ただし書ロハにも該当しないことは明らかであることから、非開示としたことは妥当である。しかし、警察署名及び課名は個人に関する情報とは認められないため、同号に該当せず、開示すべきである。

また、参加申込み担当者の所属（病院名）は、個人に関する情報に当たるが、申込者の所属は開示しているのであるから、開示すべきである。

参加申込み担当者の印影は、個人に関する情報であると認められ、同号に該

当し、同号ただし書イロハのいずれにも該当しないことは明らかであることから、非開示としたことは妥当である。

【経費の支出に係る情報】

g 別表1 ⑬、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔に掲げる情報について

報償費等を支払った講師等の氏名は、本シンポジウムに出席した講師等のものであり、慣行として公開されている情報であると認められることから、条例第7条第2号ただし書イに該当し、開示すべきである。

講師等の自宅の住所、郵便番号、電話番号、携帯番号及びメールアドレスは、個人に関する情報であり、特定の個人が識別できる情報であると認められる。異議申立人は、精神科救急は公的性格が強く、人の生命等の保護に係る業務であるから、同号ただし書ロに該当し、または第9条を適用させ、人の生命、健康、生活等を保護するためにも開示すべきであると主張しているが、自宅で医療行為を行う開業医を除いて、医師等の自宅住所は医療には直接関係するものではないため、人の生命、健康、生活等を保護するため、公開することが必要であるとは認められない。よって、条例第7条第2号に該当し、同号ただし書ロに該当せず、ただし書イハにも該当しないことは明らかであることから、非開示としたことは妥当である。

債権者コードは、電話番号を基に作成しているものであり、これが開示されると、電話番号が判明してしまうおそれが強いため、個人に関する情報であると認められ、同号に該当し、同号ただし書イロハのいずれにも該当しないことは明らかであることから、非開示としたことは妥当である。

住所コードは、実施機関が使用している住所地ごとの番号であるが、これが公開されると、講師の住所がかなりの程度まで判明するため、旅費基点コードと同様に、個人に関する情報であると認められ、同号に該当し、同号ただし書イロハのいずれにも該当しないことは明らかであることから、非開示としたことは妥当である。

講師等の振込口座情報は、それ自体では個人を識別できないが、講師名と併せることにより、当該個人を識別できる情報であると認められるため、条例第7条第2号に該当し、同号ただし書イロハのいずれにも該当しないことは明らかであることから、非開示としたことは妥当である。

なお、異議申立人は、口座番号が公開されても、パスワードが分からなければ、貯金を下ろされるなどして、個人の資産を害されることはないため、同号に該当しないと主張しているが、本県条例は個人識別型を採っており、特定の個人が識別できれば、個人に関する情報に該当するとして非開示とするものであり、個人の権利利益が害されることまでを要件としていない。

また、上記以外の情報についても、それが目的内の使用に当たるのか否かに

ついて、異議申立人、実施機関双方の主張が対立しているが、開示非開示の判断は、条例に規定する非開示情報に該当するか否かによるものであり、この点、審査会の判断を左右するものではない。

f 別表1 ⑫、⑯～⑲、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘～㉚に掲げる情報について

HP等により、各講師等が都道府県レベルではおおよそどこに住んでいるか特定できるため、これらの情報が分かると、居住地がかなりの程度まで判明してしまい、特定の個人を識別できる情報であると認められるため、条例第7条第2号に該当し、同号ただし書イロハのいずれにも該当しないことは明らかであることから、非開示としたことは妥当である。

契約金額は、特定の講師の報償費と旅費の合計であるため、これが公開されると、報償費の額から非開示情報である旅費の額が特定されてしまうため、非開示とすることが妥当である。

なお、執行伺額は全ての報償費と旅費の合計であり、執行伺額及び旅費合計額については、これが公開されても、各講師等の旅費の額が特定されるおそれはないため、個人に関する情報には該当せず、開示すべきである。

オ 条例第7条第2号及び第3号該当性について

【法人代表者等の印影】

h 別表1 ㉛に掲げる情報について

法人代表者又は個人事業主であっても、私印の印影は、個人に関する情報であると認められ、条例第7条第2号に該当し、同号ただし書イロハのいずれにも該当しないことは明らかである。

また、私印であっても、法人等の代表者又は個人事業主として押印した印影は、法人等の内部管理に属する情報にも該当し、公開することにより、偽造等により法人等の正当な利益を害するものと認められるため、同条第3号にも該当するものである。

よって、当該情報を非開示としたことは妥当である。

カ 条例第7条第2号及び第5号該当性について

【「アンケート調査における」自由意見記載内容】

i 別表1 ㉜に掲げる情報について

アンケートの自由記載欄に書かれた内容について、当審査会が見分したところ、本シンポジウムの運営に関するもののみならず、精神科救急の今後のあり方等、アンケート記入者個人の率直な意見で、公開されないことを前提として記入していると思われる機微な内容が多数見られた。これらの情報について、当該公文書がインターネットにより公開された場合、筆跡や記載内容等から、

関係者であれば記入者を特定できる可能性があり、又は特定できない場合でも、当該個人の権利利益が害されるおそれがあるものと認められることから、条例第7条第2号に該当し、同号ただし書イロハのいずれにも該当しないことは明らかである。

また、誰がどのような内容を記入したかが知られるかもしれないとなると、今後、同様のアンケートに対して、率直な意見の記入をためらうようになり、精神科救急に関する事務又は事業の適正な遂行に必要な情報の収集に支障が及ぶおそれがあると認められ、同条第5号にも該当するものである。

よって、当該情報を非開示としたことは妥当である。

j 別表1⑪、⑭、⑮、⑳、㉔～㉘、㉚～㉜、㉞に掲げる情報について

個人に関する情報として認められる講師等の収入とは、年収、月収等を指すものと考えられるが、本シンポジウムに係る講師等の報償費の単価から、年収、月収等を推測することはできないため、報償費単価は個人に関する情報とは認められず、条例第7条第2号に該当しない。

課税対象金額、控除額及び支払額は、報償費の額より自ずと明らかとなるものであり、執行可能額、既執行額、今回執行額及び残額は、県の予算に関する情報であるが、これらの情報が公開されても、特定の個人が識別されるおそれはないため、個人に関する情報とは認められず、同号に該当しない。

また、報償費に関する情報は、公金の支出に関する情報であり、行政の説明責任の観点からも、公表されるべき情報であり、支出予定額については、実際に予算書にも記載され公表されている。よって、支出予定額か支出済額かに拘わらず、報償費の額が公開になっても、金額の吊り上げなどにより、交渉が難航するなど、今後の契約事務に支障が生じるおそれがあるとは認められず、同条第5号にも該当しないため、開示すべきである。

キ 条例第7条第3号該当性について

k 別表1④④、④⑥に掲げる情報について

法人等及び個人事業主の振込口座情報は、法人等及び個人事業主の内部管理に属する情報であり、公開することにより、当該法人等及び個人事業主の正当な利益を害するものと認められるため、条例第7条第3号に該当し、非開示としたことは妥当である。

また、債権者コードについては、実施機関は、個人事業主の電話番号を開示しているのであるから、当該情報を開示しても、当該個人事業主の正当な利益を害するとは認められないため、同号に該当せず、開示すべきである。

ク 条例第7条第5号該当性について

1 別表1③に掲げる情報について

当審査会で見分したところ、当該情報は、統計の取り方について考えられる手法を発言しているだけであって、これを開示したとしても、今後の精神科救急に関する事務又は事業に支障が生じるものとは認められないため、条例第7条第5号に該当せず、開示すべきである。

3 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年2月2日	・ 諮問書の受理
平成27年3月9日	・ 開示決定等理由説明書の受理
平成27年4月21日	・ 開示決定等理由説明書に対する意見書の受理
平成27年6月16日 (第250回審査会)	・ 審議 (経過等説明)
平成27年7月7日 (第251回審査会)	・ 実施機関の職員に対する意見聴取 ・ 審議
平成27年7月30日 (第252回審査会)	・ 審議
平成27年9月15日 (第253回審査会)	・ 審議

栃木県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
菊 池 昌 彦	株式会社とちぎテレビ常務取締役	会長職務代理者
佐 藤 佳 正	栃木県商工会議所連合会専務理事	
塚 本 純	宇都宮大学教授	会長
根 本 智 子	弁護士	
平 山 真 理	白鷗大学准教授	

別表 1 (実施機関の決定)

公文書名	実施機関が非開示とした部分
精神科救急シンポジウム録音データ	録音データ
写真データ	①個人の顔が写っているもの
速記・テープ起こし資料「平成 25 年度栃木県精神科救急シンポジウム」	②講師及び消防署職員の発言のうち搬送者の住居地域、年齢及び病名 ③講師の発言のうち事業の実施に係る内容 ④一般発言者の氏名(姓のみを含む)、所属及び住居地域
事業報告書	⑤一般発言者の所属、氏名(姓のみ)及び役職
パネルディスカッションの流れ	⑥欠席した指定発言者の所属、役職及び氏名(姓のみ)
平成 25 年度栃木県精神科救急シンポジウムアンケート	⑦自由意見記載欄
精神科救急に関する研修会について	⑧選定以外の講師の役職、氏名及び所属 ⑨選定以外の講師の想定される講演の内容
(案) シンポジウムとして開催	⑩選定以外のパネラーの所属、役職及び氏名(姓のみを含む) ⑪報償費の支出予定額
回議書「平成 25 年度精神科救急シンポジウム要する経費の執行について」別紙	⑫執行何額 ⑬講師・パネリスト氏名(姓のみ) ⑭講師・パネリスト謝金単価 ⑮謝金計 ⑯講師・パネリストの出発地の旅費基点 ⑰講師・パネリストの旅費単価 ⑱旅費計 ⑲契約金額
平成 25 年度精神科救急シンポジウムについての事務連絡(返信用)	⑳講師・パネリストの携帯番号、振込口座情報、自宅の住所、郵便番号、電話番号及びメールアドレス
債権者個別照会	㉑パネリストの債権者コード、自宅の住所、郵便番号、住所コード、電話番号及び振込口座情報
講師謝金通知書(案)	㉒講師の報償費金額 ㉓講師の旅費金額、旅費実費及び旅行雑費
支出負担行為兼支出決議書(報償費)	㉔支出額 ㉕控除額及び支払額 ㉖執行可能額、既執行額、今回執行額及び残額
控除内訳書	㉗課税対象金額 ㉘控除額
債権者内訳書	㉙講師・パネリストの自宅の住所、郵便番号、債権者コード及び振込口座情報 ㉚講師・パネリスト報償費金額 ㉛控除額及び支払額 ㉜報償費合計
支出負担行為兼支出決議書(旅費)	㉝支出額 ㉞執行可能額、既執行額、今回執行額及び残額
債権者内訳書	㉟講師・パネリストの自宅の住所、郵便番号、債権者コード及び振込口座情報 ㊱講師・パネリストの旅費金額

	⑳旅費合計
旅行依頼書	㉑講師・パネリストの自宅の住所 ㉒出発地の旅費基点及び基点コード ㉓講師・パネリストの支給額 ㉔支給額合計
旅費計算書	㉕運賃、特急・急行、車賃、旅行雑費（定額）、路程距離、旅費額、交通費合計、車賃距離、陸路距離及び鉄路距離 ㉖出発地の旅費基点及び基点コード
支出負担行為兼支出決議書(食糧費、筆耕翻訳料、使用料及び賃借料)、請求書、納品書	㉗法人等及び個人事業主の振込口座情報 ㉘法人等代表者及び個人事業主の私印の印影 ㉙個人事業主の債権者コードの一部
F A X送信票	㉚参加申込者の職名及び氏名 の一部 ㉛担当者の氏名（姓のみを含む）、私印の印影及び所属の一部
平成25年度精神科救急シンポジウム受付名簿	㉜所属、氏名及び職名の一部
2 / 8 精神科救急シンポジウムについて（打ち合わせ資料）	㉝欠席した指定発言者の所属、氏名及び役職
精神科救急シンポジウム参加申込み状況	㉞医師の所属及び役職

別表2（審査会の判断）

公文書名	開示すべき情報	開示すべき理由
<p>・写真データ</p>	<p>① 一般参加者が特定できる写真以外のもの</p>	<p>○ HP等に掲載されたものと同一の講師等の顔写真は、慣行として公開されている情報である。【2号ただし書イ該当】</p> <p>○ 実施機関職員については、公務員の職務の遂行に関する情報に当たる。【2号ただし書ハ該当】</p> <p>○ 講師及び公務員以外の参加者の後姿などは、個人を識別することができない情報である。【2号非該当】</p>
<p>・速記・テープ起こし資料「平成25年度栃木県精神科救急シンポジウム」</p>	<p>② 講師等の発言のうち搬送者の病名</p>	<p>○ この情報のみでは、特定の個人を識別できず、公開することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。【2号非該当】</p>
	<p>③ 講師の発言のうち事業の実施に係る内容</p>	<p>○ 公開されても、今後の精神科救急に関する事務又は事業に支障が生じるとは認められない。【5号非該当】</p>
<p>・精神科救急に関する研修会について</p> <p>・(案) シンポジウムとして開催</p>	<p>⑧⑩ 選定以外の講師・パネラーの所属(氏名の記載のないもの)</p> <p>⑨ 選定以外の講師の想定される講演の内容</p>	<p>○ 特定の個人を識別することはできず、個人に関する情報とは認められない。【2号非該当】</p>
<p>・(案) シンポジウムとして開催</p> <p>・回議書「精神科救急シンポジウムに要する経費の執行について」別紙</p> <p>・講師謝金通知書(案)</p> <p>・支出負担行為兼支出決議書(報償費、旅費)</p> <p>・控除内訳書</p> <p>・債権者内訳書</p> <p>・旅行依頼書</p>	<p>⑪⑭⑮⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙</p> <p>⑳ 報償費の支出予定額、講師・パネリスト謝金単価(報償費金額)、報償費(合計)(支出額、課税対象金額)、控除額及び支払額</p> <p>⑳㉑㉒ 旅費支出額合計及び支給額合計</p>	<p>○ 講師の謝金単価から、講師の年収・月収等を推測することはできず、個人に関する情報とは認められない。【2号非該当】</p> <p>○ 報償費に関する情報については、公開されても、金額の吊り上げなどにより、交渉が難航するなど、今後の契約事務に支障が生じるおそれがあるとは認められない。【5号非該当】</p> <p>○ 旅費の合計は、公開されても、各講師等の旅費の額が特定されるおそれはないため、個人に関する情報とは認められない。【2号非該当】</p>
<p>・回議書「精神科救急シ</p>	<p>⑫ 執行伺額</p>	<p>○ 公開されても、各講師等の旅費の額が特</p>

<p>ンポジウムに要する経費の執行について」別紙</p>		<p>定されるおそれがあるとは認められない。 【2号非該当】</p>
	<p>⑬ 講師・パネリスト氏名(姓のみ)</p>	<p>○ 慣行として公開されている情報であると認められる。【2号ただし書イ該当】</p>
<p>・支出負担行為兼支出決議書(報償費、旅費)</p>	<p>⑳㉑ 執行可能額、既執行額、今回執行額及び残額</p>	<p>○ 公開されても、特定の個人が識別されるおそれがあるとは認められない。【2号非該当】</p>
<p>・支出負担行為兼支出決議書(筆耕翻訳料)</p>	<p>㉒ 個人事業主の債権者コード</p>	<p>○ 公開されても、個人事業主の正当な権利利益を侵害するおそれがあるとは認められない。【3号非該当】</p>
<p>・FAX 送信表 ・平成25年度精神科救急シンポジウム受付名簿</p>	<p>㉓㉔㉕ 独立行政法人職員の職名及び氏名、警察署職員の所属並びに担当者の所属</p>	<p>○ 独立行政法人職員の職名は公務員等の職務の遂行に関する情報、氏名は慣行として公開されている情報に当たる。【2号ただし書イ又はハ該当】</p> <p>○ 警察署名及び課名は、個人に関する情報とは認められない。【2号非該当】</p> <p>○ 担当者の所属は、公開されている情報である。【2号ただし書イ該当】</p>